

【地域情報化関係】

1 マイナンバー制度について

(1) マイナンバー制度については、国民の認知や理解が正しく深まらなければ普及、定着が進まない。国民が適切に「マイナンバー」及び「マイナンバーカード」を取り扱えるよう、その概要、メリット、安全性や信頼性等に加え、注意すべき事項等についても、引き続き、分かりやすい周知・広報を行うこと。

その際には、各年齢層及び言語や環境による情報格差に応じて、政府広報をはじめ国が活用できる様々な媒体を用いて、効果的かつきめ細やかな周知・広報に努めること。

(2) マイナンバー制度には、プライバシー保護の観点から懸念が示されていることから、情報漏洩や不正利用に対する国民の不安を払拭できるよう、政府広報をはじめ国のあらゆる活用可能媒体を通じて、引き続き、制度の安全性や信頼性を、国民に丁寧かつ十分に説明する等により、信頼される社会基盤として制度を維持、確立すること。

特に特定個人情報保護方策について、社会情勢、国民の意識、法制度等諸環境の変化を踏まえ、情報漏洩や目的外利用などの事例やその原因、危険性について不断の検証を重ねた上で、随時追加・見直しを行うこと。

(3) マイナンバー制度に係るセキュリティ対策については、技術的・物理的・人的対策の観点から不断の見直しを行い、国民の信頼が得られる安全対策を講じること。

また、地方公共団体が引き続き実施するセキュリティ対策に必要な経費について財政措置を確実に講じるとともに、セキュリティに関する職員研修を実施する際の技術的助言等を行うほか、民間事業者においても、十分なセキュリティ対策が確実に講じられるよう、国の責任において適切なフォローアップを行うこと。

(4) マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や悪質商法、マイナンバーに絡めた特殊詐欺、マイナンバーや個人情報を騙し取る等の事案が発生していることから、引き続き総務省、内閣官房、消費者庁及び警察庁等が連携して様々な注意喚起及び情報提供を随時行うとともに、監視体制を確保し、特殊詐欺や悪質行為の被害を未然に防止するため万全を期すこと。

(5) マイナンバー制度を円滑に運用するためには、全ての地方公共団体と民間事業者において、制度の理解が重要であることから、引き続き、所管省庁が参加した説明会や研修会を開催するとともに、随時マニュアルの追加・見直しを行うこと。

特に中小企業・小規模事業者においても、マイナンバー制度への対応が確実に行えるよう国の責任において適切なフォローアップを行うこと。

なお、マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、地方公共団体や民間事業者が主催する説明会や研修会に対して、講師を無償で派遣すること。

(6) マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、新たにシステム及びネットワークに係る構築、改修及び維持管理や各種連携テストの実施が発生した際には、それに要する経費については、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにするとともに、既存システムの更改についても地方の負担軽減措置を講じること。

また、その際には、運用面における課題への対応も含め、地方の意見を十分に反映させるほか、地方の準備期間が十分確保できるよう配慮すること。

なお、公的個人認証サービスに係る都道府県負担金については、引き続き軽減を図るとともに、自治体中間サーバー・プラットフォームに係る次期システム構築経費については、引き続き国による財源措置を講じること。

(7) 「情報提供ネットワークシステム」を利用した情報連携はマイナンバー制度の柱であり、国や地方公共団体、医療保険者等の5千を超える関係機関の間で安全かつ円滑に行われるよう、国が責任をもって情報提供ネットワークシステムの運営及び監視を行うこと。

また、情報連携においては、膨大な国民の特定個人情報のやりとりが行われ、国の関係省庁も多岐にわたることから、国においては、引き続き、全体を俯瞰する責任者の下、障害発生時には迅速に原因究明や復旧ができるよう、強固な人員体制等を構築するとともに、地方への支援体制を維持すること。

(8) Society 5.0を支える社会インフラとなるマイナンバーカードの各種利便性向上策については、セキュリティや費用対効果等の検証を重ねた上で、国民に対してその効用及び安全性を分かりやすく周知・広報するとともに、利用者にとって使い勝手がよいものとなるよう、創意工夫を図ること。

また、令和2年度には、「マイナンバーカードを活用した自治体ポイント」や「健康保険証」としての利用が始まるため、国民や事業者、地方公共団体からの問い合わせに対し円滑に対応できるよう、国が設置する一元的な窓口によるサポート体制を充実強化するとともに、カード利活用シーン拡大に向けた事業者の取組に対する支援策を講じること。

さらに、マイナンバーカード及び電子証明書の発行手数料については初回だけでなく更新時も国が負担し、カードの利活用シーン拡大を後押しするとともに、新たなカードの多機能化やマイナポータル及びマイキープラットフォームの機能充実・拡大に伴い地方公共団体で対応を要する事項に対し、経費負担が生じる場合は、国、地方の役割分担に応じ、国による財源措置及び地方財政措置を講じること。

(9) 「マイナンバーカードを活用した自治体ポイント」については、当該施策が消費税率引上げに伴う反動減対策として実施されることから、事業に要する経費は全額国が負担すること。

事業の成否は如何に効果的な広報を行えるかにかかっており、プレミアム率等の国民の関心が高い内容については、予算編成を待たずできる限り早期に周知できるよう、国において最大限努力すること。

事業の実施にはマイナンバーカードの取得が必要となるが、早期取得を図るために、例えば早期申込者に対するプレミアム率の割増しといった対応を講じること。

また、施策の効果が広く国民に及ぶため、全ての地方公共団体において自治体ポイントが実施されるよう、十分な支援を講じること。

- (10) 令和2年以降、マイナンバーカードの更新や「健康保険証」としての利用が始まることから、今後、マイナンバーカードの交付申請の急激な増加が見込まれる。全国知事会としては、公務員が令和元年度中に先行してマイナンバーカードを取得することにより交付事務の平準化に努めるなど、普及・活用に向けた取組を進めており、国においては、発行窓口となる市区町村が、交付申請の増加に対応できるよう、必要な体制整備や設備の充実などについて、十分な財政措置を講じること。
- (11) マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、聖域を設けることなく検討を進めるとともに、国民の理解を求めること。
また、検討に当たっては、地方側と十分に協議し、新たな制度施行のための事前準備に十分な時間を確保するなど、適切に対応すること。
- (12) マイナンバー制度に関して、地方との協議が必要な場合及び地方から協議の求めがある場合には、「マイナンバー制度に関する国と地方公共団体の推進連絡協議会」等の場において、地方の意見を十分に聴いた上で、反映させること。
特に、地方側で対応が必要となる作業等の情報については、内閣官房や総務省の責任の下で、全省庁分を一元的に集約・管理し、地方の準備期間が十分確保できるよう迅速かつ適切な情報提供を行うこと。

2 官民データ活用の本格展開について

- (1) 官民データ活用の理解促進・意識醸成を図るため、データ活用の効果や重要性等について広くPRするなど、国主導による情報発信を強化すること。
また、官民データの効果的な活用を推進するため、地方の意見を踏まえ、国において必要な環境整備を引き続き行うこと。
- (2) 企業等保有データを含む多様な官民データ活用を実証し、地方にも活かせる優良事例を導出するとともに、引き続き地方展開に向け積極的に取り組むこと。
- (3) 各都道府県が策定する「官民データ活用推進計画」の実効が伴うよう、地方公共団体への支援制度の充実等に必要な予算を確保すること。

3 地域IoT実装の推進について

- (1) 地域の活性化や課題解決を図る地域IoT実装を加速させるため、LPWAやWi-Fiの整備、5Gの実現等、IoTを支える基盤となるネットワークの環境整備を引き続き進めるとともに、地域の体制整備やIoT実装の具体的な計画策定への支援、地域の先進的な取組や、実証されたモデルの横展開の取組を促進する助成制度などの拡充を図ること。

また、ICT人材が不足する地域におけるIoT実装を後押しするため、メンターや専門家派遣、地方自治体と民間企業等間の人材交流、地方自治体職員、地域住民等に対する教材の開発・研修の実施、事業パートナーとのマッチング機会創出などの取組など、人材の育成・活用に対する支援の充実を図ること。

- (2) 安心して地域IoT実装を進めることができる環境整備に向け、IoT機器メーカーをはじめ、システム構築業者、サービス提供者、ユーザーなどのIoT関係者を対象とするセキュリティ対策を早急に国において確立し、その成果の共有を図ること。

4 自治体クラウドの推進について

- (1) 自治体クラウドの導入を推進するに当たっては、クラウドに対するセキュリティや、システムの共同利用等に対する不安を払拭するため、引き続き、導入によるメリットや、導入の手順について国民及び地方公共団体に分かりやすく示すこと。
また、各地方公共団体における業務の標準化や、導入の障害となるベンダーロックインの排除に向けた必要な支援を引き続き実施すること。
- (2) 自治体クラウドの導入に必要となる基盤構築に要する費用や、既存システムの中途解約に伴う違約金等のインシヤルコストについては、自治体クラウドの導入を推進するためにも、引き続き、国において適切な財政措置を講じること。
また、市区町村のクラウド導入を支援する都道府県に対しても適切な財政措置を講じること。
- (3) 自治体クラウドの導入には、ベンダーの協力が不可欠であるため、ベンダーから積極的な協力が得られるように、引き続きベンダーに対する協力依頼や働きかけ等を行うこと。

5 情報セキュリティ対策の推進について

- (1) 自治体の情報セキュリティ対策を強化し、実効性のあるものとして機能するよう、「自治体情報システム強靱性の向上」の取組や、「自治体情報セキュリティクラウド」のフォローアップを継続するとともに、新たな脅威に対するための機能追加等に要する経費について、必要な財源措置を確実に講じること。
- (2) 平成29年に導入した自治体情報セキュリティ向上対策は、一定の成果を上げられた一方、業務利便性が著しく低下し、働き方改革に逆行するという新たな課題が生じている。
また、実現方法が都道府県により異なり、機能やセキュリティ水準・運用等に違いが生じている。

こうした課題を解決し、総合行政ネットワーク（L G W A N）に被害が及ぶことがない強固な情報セキュリティ対策を適正なコストで実現できる全国共通の仕組みづくりを、地方自治体の意見を聴きながら、国が主体的に取り組むこと。

- (3) 地方公共団体が保有する個人情報等を不正に取得した者が、インターネットを介して不特定多数の者が当該情報入手できる状態に置く行為の禁止及びこれに反した者に対する罰則を規定した法律を早急に制定するとともに、地方公共団体に対し情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。
- (4) 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成30年9月版）」や「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に準拠した情報セキュリティポリシーを実施するに当たっては、ベンダーの協力が不可欠であるため、ベンダーから積極的な協力が得られるように、ベンダーに対する協力依頼や働きかけ等を行うこと。
- (5) 日々多様化する地方公共団体へのサイバー攻撃に関して、未知のウイルスにも対応可能となる高度なセキュリティ対策の調査・研究を行うとともに、具体的な対応方法などについて、引き続き、きめ細やかな周知・情報提供の充実に努めること。
また、地方公共団体が行うサイバー攻撃にかかる技術的・物理的・人的対策並びに訓練・実証事業に要する経費に対し、財政上の支援措置を講じること。

6 地域情報化の推進について

- (1) 地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、特に、過疎・離島等の条件不利地域において情報格差が生じることがないように、光ファイバ網を始めとする超高速ブロードバンドなど情報通信基盤の整備及び電子自治体の推進に不可欠な地域公共ネットワークの整備を推進するため、必要な支援策を講じるとともに、整備後の安定的な運用を確保するため、維持管理及び再整備に対する財政措置を含む支援策を講じること。
- (2) 携帯電話不感地帯解消に向け、総務省の「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」の検討を踏まえ、都道府県や市町村等の整備要望に対応できるよう「携帯電話等エリア整備事業」等の予算を十分に確保するとともに、通信事業者の設備投資を促進するため、施設の整備及び維持管理に係る負担の軽減策を講じること。
- (3) 情報通信審議会の答申を踏まえ、ユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、光ファイバなどのブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とすること。

- (4) 安全性強化など災害に強い情報通信基盤・地域公共ネットワークの構築への支援を継続するとともに、災害時に情報収集手段を確保するための支援策を講じること。
- (5) 自治体のICT部門におけるBCP（事業継続計画）対策を進めていくために、必要な支援策を講じること。

7 地上デジタル放送に係る必要な措置について

- (1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けている地域に対し、国の責任において、地上デジタル放送に係る必要な措置を引き続き実施すること。
特に同発電所事故により被害を受けている地域に対しては、原子力災害の特殊性にかんがみ、必要な対策を長期的かつ弾力的に実施すること。
- (2) 地上デジタル放送難視対策により恒久的対策を実施した施設等の維持管理や更新に係る費用等に係る対象世帯及び地方公共団体の負担について、電波利用料財源の活用などにより軽減を図ること。

8 インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策について

スマートフォン等の普及に伴い、青少年がSNS等を介して犯罪被害等に遭うケースが後を絶たないことから、被害防止に有効な技術開発やその普及促進について事業者への働きかけを引き続き行うとともに、青少年や保護者に対する広報啓発、相談体制の整備など、青少年が有害情報に触れる機会を減少させるための有害環境対策を推進すること。

また、近年増加傾向にある「自画撮り被害」をはじめとしたSNS等に起因した青少年の性被害を防ぐため、児童ポルノの製造罪及び提供罪並びに児童買春罪の重罰化や、児童ポルノ等を要求する行為への新たな規制など必要な措置を早急に講じること。

令和元年7月24日

全国知事会